

5. 立入検査について

(1) 平成25年度の立入検査実施件数及び立入検査結果

大臣認可事業者（平成25年4月1日現在で481事業者）のうち、53の事業者に対して実施した。

その結果については、厚生労働省のホームページに掲載してあるので、確認していただきたい。

(2) 平成26年度の立入検査について

平成26年度においては、57の事業者に対して立入検査を実施しているところであり、引き続き、ご協力をお願いする。

なお、現時点において、指摘が多かった事項は以下のとおりであるので、自己点検願いたい。

- 水道技術管理者は、技術管理の中心責任者であるので、十分な技能を有する者を選定し、適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えておく必要があるが、規定等で明定されておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。
- 水道事業者は、水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定するとともに、水道法施行規則第17条の2第1項の規定により、水質検査計画を毎事業年度の開始前に水道の需要者に情報提供をすること。
- 危機管理対策について、危機管理マニュアル（水質事故、テロ対策、震災対策、停電時対策、濁水対策、クリプトスポリジウム対策）を整備すること。

立入検査での指摘事項については、その結果について後日公文での報告を求めているところであるが、「早急に改善する」、「今年度中に策定する」など、漠然とした報告ではなく、具体的な改善内容及び解消時期等を必ず明記するようお願いする。

なお、報告内容によっては、公文書の差し替えを求めたり、成果物の提出をお願いすることもあるので、ご理解願いたい。

最後に、立入検査の指摘事例を別添のとおりとりまとめたので、各水道技術管理者におかれては自己点検を徹底するとともに、引き続き適正な水道事業が図られるようお願いする。